

条例

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第36号

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年長野県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第10号中「外」を「ほか」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 職務の遂行上必要な資格を取得するための試験又は講習を受ける場合

第3条第2項中「前項第10号」を「前項第11号」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人財活用チーム

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第37号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第27条中「100分の25をこえない」を「100分の7.75を超えない」に改める。

第27条の3第1項中「100分の6」を「100分の2」に改める。

第40条の3中「前条第1項第1号に掲げる事務に従事する職員にあつては100分の8、同項第2号に掲げる事務に従事する職員にあつては100分の12」を「100分の4」に改める。

別表第5の税務手当の項中「賦課若しくは」を「又は」に、「事務又はその補助事務」を「業務」に、

勤務1月につき13,700円を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

を

業務1日につき600円(業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円)

に

改め、同表の福祉業務手当の項を次のように改める。

Table with 3 columns: 福祉業務手当, 福祉に関する業務に従事した職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの, 業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

別表第5の感染症防疫等作業手当の項中「360円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合(以下「4時間未満の場合」という。))は220円)」を「600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額」に改め、同表の放射線取扱手当の項を削り、同表の精神障害者入院措置等業務手当の項中「560円」を「500円」に改め、同表の公害等検査手当の項から爆発物取扱手当の項までを次のように改める。

Table with 3 columns: 麻薬取締手当, 医療等業務手当, 公害等検査手当, 研究指導等業務手当. Each row contains details of the allowance and the amount to be determined by the committee.

別表第5の種雄牛馬豚等取扱作業手当の項中「360円」を「300円」に改め、同表の有害物取扱手当の項中「480円」を「400円」に改め、同表の特殊現場作業手当の項中「1,030円」を「900円」に改め、同表の自動車運転手当の項を削り、同表の用地交渉手当の項中「800円」を「700円」に、「640円」を「560円」に、「440円」を「400円」に改め、同表の道路作業手当の項中「390円(4時間未満の場合は240円)」を「300円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円)」に改め、同表の児童等指導補助手当の項を削る。

別表第6中 「放射線取扱手当 公害等検査手当 有害物取扱手当 特殊現場作業手当 児童等指導補助手当」を

「有害物取扱手当 特殊現場作業手当」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。(平成20年3月31日までの間の農林業改良普及手当に関する特例)
2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第40条の3の規定の適用については、同条中「100分の4を乗じて得た額の範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して知事が人事委員会と協議して定める」とあるのは、この条例の施行の日から平成19年3月31日までの間においては「前条第1項第1

号に掲げる事務に従事する職員にあつては100分の6、同項第2号に掲げる事務に従事する職員にあつては100分の8を乗じて得た額とする」とし、同年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、「前条第1項第1号に掲げる事務に従事する職員にあつては100分の4、同項第2号に掲げる事務に従事する職員にあつては100分の6を乗じて得た額とする」とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成11年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「附則第14項」を「附則第13項」に改め、「及び第7項」を削る。

附則第7項を削り、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項から附則第14項までを1項ずつ繰り上げる。

人財活用チーム

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第38号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年長野県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定に違反して営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねている場合その他の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

第2条第3項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第7条の2中「等級に応じ」を「傷病等級に応じ」に改め、同条第2号中「等級」を「傷病等級」に改める。

第8条中「等級に該当」を「障害等級に該当」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第11条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第4項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の

表中 「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第8項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第1中 「等級」を「傷病等級」に改める。

別表第2中「別表第2」を「(別表第2)」に、「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考中「法の別表」を「地方公務

員災害補償法施行規則別表第3」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

職員サポートチーム

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第39号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第20条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第21条第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4を乗じて得た金額とする。

第21条の3中「100分の32」を「5分の2」に、「及び前条並びに法第36条」を「前条及び次条」に改める。

第21条の3の次に次の1条を加える。

(所得割の調整控除)

第21条の4 所得割の納税義務者については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額
- ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(7) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき1万円 b 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき10万円
---	---

(イ) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（ウ）に掲げる者を除く。）	1万円
(ウ) 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号のイに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者	5万円
(イ) 勤労学生である所得割の納税義務者	1万円
(ウ) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者（カ）に掲げる者を除く。）	a bに掲げる場合以外の場合 5万円 b 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 10万円
(カ) 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 17万円 b 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 22万円
(キ) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	a bに掲げる場合以外の場合 5万円 b 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3万円
(ク) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	a b及びcに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族1人につき5万円 b 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円 c 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき10万円
(ケ) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	a b及びcに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族1人につき17万円 b 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき30万円 c 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき22万円
(コ) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 当該老人扶養親族1人につき13万円 b 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき25万円

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合にアに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が前号のアの表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第36条第1項第1号のウの表中

100分の4.4
100分の6.6
100分の8.6

を

「

100分の3.8
100分の5.5
100分の7.2

に改め、同項第2号の表中

「

100分の5.6
100分の7.5

を

100分の5
100分の6.6

に改め、同項第3号

の表中

100分の5.6
100分の8.4
100分の11

を

100分の5
100分の7.3
100分の9.6

に改め、同条

第2項第1号の表中

100分の5.6
100分の7.5

を

100分の5
100分の6.6

に改め、同項第2号の表中

に改め、同項第2号の表中

100分の5.6
100分の8.4
100分の11

を

「

100分の5
100分の7.3
100分の9.6

に改め、同条第3項中「100分の1.5」を

「100分の1.3」に改め、同条第4項第1号のウ中「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同号のエ中「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同項第2号中「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中「100分の11」を「100分の9.6」に改める。

第57条第1項第3号のアの(7)中「一般乗合用のもの」の次に「(道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

附則第2条第3項中「前条」を「次条」に改める。

附則第3条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条

第1項第2号」に、「その提出期限までに提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「附則第4条第1項」を「附則第4条第5項」に改める。

附則第3条の2第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「その提出期限までに提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「附則第4条の2第1項」を「附則第4条の2第4項」に改める。

附則第4条第1項中「利益の配当(所得税法第92条第1項)を「剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項)に改め、「剰余金の分配」の次に「(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「第36条」を「第37条」に改め、同項第1号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に、「100分の0.8」を「100分の1.2」に、「100分の0.4」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「100分の0.4」を「100分の0.6」に、「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同条第3号中「100分の0.2」を「100分の0.3」に、「100分の0.1」を「100分の0.15」に改め、同条第2項中「前条」を「次条」に改める。

附則第4条の2を次のように改める。

第4条の2 削除

附則第4条の3の次に次の1条を加える。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第21条及び第21条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。)第14条の規定による廃止前の経済

社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項(同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。)、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項(同法第37条の11第1項の規定により適用される場合を含む。)若しくは第41条の14第1項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額及び租税特別措置法第10条から第10条の7までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の3の規定の適用については、同条中「及び次条」とあるのは、「、次条及び附則第4条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法附則第5条の4第3項の申告書を、同条第8項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

4 県民税の所得割の納税義務者が第23条の3第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

5 前項の場合において、第3項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

附則第5条第2項中「及び附則第4条第1項」を「、第21条の4、附則第4条第1項及び前条第1項」に改め、同項第1号中「100分の0.5」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「及び附則第4条第1項」を「、第21条の4、附則第4条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における第21条の3の規定の適用については、同条中「及び次条」とあるのは、「、次条及び附則第5条第2項」とする。

附則第6条中「附則第7条第1項から第3項まで及び第6項」を「附則第7条第1項及び第2項」に改める。

附則第7条第1項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3」を「100分の4.8」に改め、同項第2号中「本項」を「この項」に改め、同条第3項第3号中「、第21条の3及び附則第4条第1項」を「から第21条の4まで、附則第4条第1項及

び附則第4条の4第1項」に改め、同項第5号を削る。

附則第9条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第3項第3号中「、第21条の3及び附則第4条第1項」を「から第21条の4まで、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項」に改め、同項第5号を削る。

附則第10条第1項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号のアを次のように改める。

ア 32万円

附則第10条第1項第2号のイ中「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改め、同条第4項中「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に、「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附則第10条の2第1項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号のアを次のように改める。

ア 96万円

附則第10条の2第1項第2号のイ中「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第11条第1項中「第4項において準用する附則第9条第3項第2号の規定により」を「第4項第2号の規定により読み替えて」に、「100分の3」を「100分の3.6」に改め、同条第3項中「100分の3」を「100分の3.6」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項によって準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。
- (2) 法第32条第9項(雑損失の金額に係る部分に限る。)及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (3) 第21条の2から第21条の4まで、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。
- (4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第11条の2第1項中「租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等(以下この項及び次条第2項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条第1項及び第2項並びに附則第11条の2の3第1項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第3項において「株式等に係る譲渡所得等」という。))を「租税

特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下この項及び第5項並びに」を「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第7項」を「第4項」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項中「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「その他施行令附則第18条第4項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額及び租税特別措置法第37条の10第4項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。))は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「と、「附則第4条第1項各号」とあるのは「第21条の3中「法第32条第15項」とあるのは「附則第11条の2第6項」と、附則第4条第1項各号」及び「と、「附則第34条第4項」とあるのは「附則第35条の2第10項」を削り、同項を同条第4項とする。

附則第11条の2の2第1項中「同条第1項各号」を「同項各号」に改め、「ことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。))」を加え、同条第2項中「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改める。

附則第11条の2の3第1項中「同条第7項」を「同条第4項」に、「100分の1」を「100分の1.2」に改め、同条第2項中「附則第11条の2第7項」を「附則第11条の2第4項」に改める。

附則第11条の3第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項中「と、「附則第34条第4項」とあるのは「附則第35条の4第4項」を削る。

附則第16条第5項中「営業」を「事業」に改める。

附則第22条を削り、附則第23条を附則第22条とし、附則第24条を附則第23条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条第1項の改正規定(「第36条」を「第37条」に改める部分及び同項第1号の改正規定(「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分に限る。))を除く。及び附則第16条第5項の改正規定 公布の日
- (2) 附則第6条の改正規定 平成19年1月1日
- (3) 第20条の改正規定 平成20年1月1日
- (4) 第21条の3の改正規定(「100分の32」を「5分の2」に改める部分に限る。)及び附則第4条の2の改正規定 平成20年4月1日
- (5) 第57条第1項第3号のアの(7)の改正規定 道路運送法等の

一部を改正する法律(平成18年法律第40号)の施行の日
(県民税に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)第21条第1項、第21条の4、附則第4条第1項、附則第5条第2項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第10条の2第1項、附則第11条第1項及び第3項、附則第11条の2第1項、附則第11条の2の3第1項並びに附則第11条の3第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第20条及び第21条の3の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する規定の適用)
- 4 新条例第36条の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

県税チーム

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第40号

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項並びに第2項第1号及び第2号中「合資会社」の次に「、合同会社」を加え、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

第4条第1項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に、「、第38条の5及び附則第22条第5項」を「及び第38条の5」に改め、同条第2項第1号中「県税条例附則第22条第5項の規定により読み替えて適用する」を削り、「県税条例第36条第1項及び附則第22条第5項」を「同項」に改め、同条第3項中「計算した」を「控除して得た」に改める。

第6条を第7条とし、第5条中「この条例」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(環境への負荷の少ない自動車に対する自動車税の不均一課税)

第5条 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項の規定による新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けた自動車に次に掲げるものの自動車税について、次項から第5項までに定めるところにより不均一課税を行う。

- (1) 県税条例附則第17条の2第1項に規定する電気自動車等
- (2) 県税条例附則第17条の2第3項に規定するエネルギー消費効

率が同項に規定する基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年度窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第5条の2第2項に規定するもの

- (3) 県税条例附則第17条の2第3項に規定するエネルギー消費効率が同項に規定する基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年度窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの(前号の自動車を除く。)
- 2 前項第1号及び第2号の自動車に対する県税条例附則第17条の2第3項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左 欄	中 欄	左 欄
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第1号のアの項	4,000円	2,000円
	4,500円	2,500円
	5,000円	3,000円
	7,000円	3,500円
	8,000円	4,000円
	9,000円	4,500円
	10,500円	5,500円
	12,000円	6,000円
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第1号のイの項	14,000円	7,000円
	20,500円	10,500円
	15,000円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第2号のアの項	33,500円	17,000円
	38,500円	19,500円
	44,000円	22,000円
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第2号のイの項	55,500円	28,000円
	3,500円	2,000円
	4,500円	2,500円

	6,000円	3,000円			28,500円	14,500円
	7,500円	4,000円			33,000円	16,500円
	9,500円	5,000円			37,000円	18,500円
	11,000円	5,500円			41,500円	21,000円
	13,000円	6,500円				
	15,000円	7,500円				
	2,400円	1,200円				
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第2号のイの項	4,000円	2,000円		県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第4号の項	2,500円	1,500円
	6,000円	3,000円			3,000円	1,500円
	8,000円	4,000円		県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第5号の項	12,000円	6,000円
	10,500円	5,500円			14,000円	7,000円
	13,000円	6,500円			16,000円	8,000円
	15,000円	7,500円			18,000円	9,000円
	17,500円	9,000円			20,500円	10,500円
	20,500円	10,500円			23,500円	12,000円
	3,200円	1,600円			27,000円	13,500円
					31,000円	15,500円
			35,500円		18,000円	
			44,500円		22,500円	
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第2号のウの(7)の項	4,000円	2,000円		県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第2項第1号の項	1,800円	1,000円
	8,000円	4,000円			2,300円	1,200円
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第2号のウの(イ)の項	5,500円	3,000円			3,200円	1,600円
	10,500円	5,500円		県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第2項第2号の項	2,600円	1,300円
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第3号のアの(7)の項	6,000円	3,000円			3,200円	1,600円
	7,500円	4,000円			4,000円	2,000円
	9,000円	4,500円				
	10,000円	5,000円				
	11,500円	6,000円				
	13,000円	6,500円				
	14,500円	7,500円				
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第3号のアの(イ)の項	13,500円	7,000円				
	16,000円	8,000円				
	19,000円	9,500円				
	22,000円	11,000円				
	25,500円	13,000円				
	28,500円	14,500円				
	32,000円	16,000円				
県税条例附則第17条の2第3項の表の第57条第1項第3号のイの項	16,500円	8,500円				
	20,500円	10,500円				
	24,500円	12,500円				

3 第1項第3号の自動車に対する県税条例附則第17条の2第5項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左 欄	中 欄	左 欄
県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第1号のアの項	6,000円	5,000円
	6,500円	5,500円
	7,500円	6,000円
	10,500円	9,000円
	12,000円	10,000円
	13,500円	11,500円
	15,500円	13,000円
18,000円	15,000円	

	20,500円	17,000円			15,000円	12,500円
	31,000円	25,500円			17,000円	14,500円
県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第1号のイの項	22,500円	18,500円	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第3号のアの(イ)の項	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第3号のイの項	19,500円	16,000円
	26,000円	22,000円			22,000円	18,500円
	30,000円	25,000円			20,000円	17,000円
	34,000円	28,500円			24,000円	20,000円
	38,500円	32,000円			28,500円	24,000円
	43,500円	36,500円			33,000円	27,500円
	50,000円	42,000円			38,000円	32,000円
	57,500円	48,000円			43,000円	36,000円
	66,000円	55,000円			48,000円	40,000円
	83,500円	69,500円				
県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第2号のアの項	5,000円	4,500円	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第3号のイの項	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第4号の項	25,000円	21,000円
	7,000円	6,000円			31,000円	26,000円
	9,000円	7,500円			37,000円	31,000円
	11,500円	9,500円			43,000円	36,000円
	14,000円	12,000円			49,500円	41,000円
	16,500円	14,000円			55,500円	46,500円
	19,500円	16,000円			62,500円	52,000円
	22,500円	18,500円				
	3,500円	3,000円			3,500円	3,000円
					4,500円	4,000円
県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第2号のイの項	6,000円	5,000円	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第5号の項	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第2項第1号の項	18,000円	15,000円
	9,000円	7,500円			21,000円	17,500円
	12,000円	10,000円			24,000円	20,000円
	15,500円	13,000円			27,000円	22,500円
	19,500円	16,000円			31,000円	25,500円
	22,500円	19,000円			35,000円	29,000円
	26,500円	22,000円			40,000円	33,500円
	30,500円	25,500円			46,000円	38,500円
	4,700円	4,000円			53,000円	44,000円
					67,000円	55,500円
県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第2号のウの(7)の項	6,000円	5,000円	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第2項第1号の項	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第2項第2号の項	2,800円	2,400円
	11,500円	9,500円			3,500円	3,000円
県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第2号のウの(4)の項	8,000円	6,500円	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第2項第1号の項	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第2項第2号の項	5,000円	4,000円
	15,500円	13,000円			4,000円	3,300円
県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第1項第3号のアの(7)の項	9,000円	7,500円	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第2項第2号の項	県税条例附則第17条の2第5項の表の第57条第2項第2号の項	5,000円	4,000円
	11,000円	9,500円			6,000円	5,000円
	13,500円	11,000円				

定の適用については、当該自動車平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、当該自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
県税条例第57条第1項第1号のア	7,500円	6,000円
	8,500円	6,500円
	9,500円	7,500円
	13,800円	10,500円
	15,700円	12,000円
	17,900円	13,500円
	20,500円	15,500円
	23,600円	18,000円
	27,200円	20,500円
	40,700円	31,000円
県税条例第57条第1項第1号のイ	29,500円	22,500円
	34,500円	26,000円
	39,500円	30,000円
	45,000円	34,000円
	51,000円	38,500円
	58,000円	43,500円
	66,500円	50,000円
	76,500円	57,500円
	88,000円	66,000円
111,000円	83,500円	
県税条例第57条第1項第2号のア	6,500円	5,000円
	9,000円	7,000円
	12,000円	9,000円
	15,000円	11,500円
	18,500円	14,000円
	22,000円	16,500円
	25,500円	19,500円
	29,500円	22,500円
	4,700円	3,500円
県税条例第57条第1項第2号のイ	8,000円	6,000円
	11,500円	9,000円

	16,000円	12,000円
	20,500円	15,500円
	25,500円	19,500円
	30,000円	22,500円
	35,000円	26,500円
	40,500円	30,500円
	6,300円	4,700円
県税条例第57条第1項第2号のウの(7)	7,500円	6,000円
	15,100円	11,500円
県税条例第57条第1項第2号のウの(4)	10,200円	8,000円
	20,600円	15,500円
県税条例第57条第1項第3号のアの(7)	12,000円	9,000円
	14,500円	11,000円
	17,500円	13,500円
	20,000円	15,000円
	22,500円	17,000円
	25,500円	19,500円
県税条例第57条第1項第3号のアの(4)	29,000円	22,000円
	26,500円	20,000円
	32,000円	24,000円
県税条例第57条第1項第3号のアの(4)	38,000円	28,500円
	44,000円	33,000円
	50,500円	38,000円
	57,000円	43,000円
	64,000円	48,000円
	33,000円	25,000円
県税条例第57条第1項第3号のイ	41,000円	31,000円
	49,000円	37,000円
	57,000円	43,000円
	65,500円	49,500円
	74,000円	55,500円
	83,000円	62,500円
県税条例第57条第1項第4号	4,500円	3,500円
	6,000円	4,500円
県税条例第57条第1項第5号	23,600円	18,000円
	27,600円	21,000円
	31,600円	24,000円

	36,000円	27,000円
	40,800円	31,000円
	46,400円	35,000円
	53,200円	40,000円
	61,200円	46,000円
	70,400円	53,000円
	88,800円	67,000円
県税条例第57条第2項第1号	3,700円	2,800円
	4,700円	3,600円
	6,300円	4,800円
県税条例第57条第2項第2号	5,200円	4,000円
	6,300円	5,000円
	8,000円	6,000円

5 第1項第3号の自動車に対する県税条例第57条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
県税条例第57条第1項第1号のイ	7,500円	7,000円
	8,500円	7,500円
	9,500円	8,500円
	13,800円	12,500円
	15,700円	14,000円
	17,900円	16,000円
	20,500円	18,000円
	23,600円	21,000円
	27,200円	24,000円
	40,700円	36,000円
県税条例第57条第1項第1号のイ	29,500円	26,000円
	34,500円	30,500円
	39,500円	35,000円
	45,000円	39,500円
	51,000円	45,000円
	58,000円	51,000円
	66,500円	58,500円

	76,500円	67,000円
	88,000円	77,000円
	111,000円	97,500円
県税条例第57条第1項第2号のイ	6,500円	6,000円
	9,000円	8,000円
	12,000円	10,500円
	15,000円	13,500円
	18,500円	16,500円
	22,000円	19,500円
	25,500円	22,500円
	29,500円	26,000円
	4,700円	4,200円
	県税条例第57条第1項第2号のイ	8,000円
11,500円		10,500円
16,000円		14,000円
20,500円		18,000円
25,500円		22,500円
30,000円		26,500円
35,000円		31,000円
40,500円		35,500円
6,300円		5,600円
県税条例第57条第1項第2号のウの(7)		7,500円
	15,100円	13,500円
県税条例第57条第1項第2号のウの(4)	10,200円	9,000円
	20,600円	18,500円
県税条例第57条第1項第3号のアの(7)	12,000円	10,500円
	14,500円	13,000円
	17,500円	15,500円
	20,000円	17,500円
	22,500円	20,000円
	25,500円	22,500円
	29,000円	25,500円
県税条例第57条第1項第3号のアの(4)	26,500円	23,500円
	32,000円	28,000円
	38,000円	33,500円
	44,000円	38,500円
	50,500円	44,500円

	50,500円	44,500円
	57,000円	50,000円
	64,000円	56,000円
県税条例第57条第1項第3号のイ	33,000円	29,000円
	41,000円	36,000円
	49,000円	43,000円
	57,000円	50,000円
	65,500円	57,500円
	74,000円	65,000円
	83,000円	73,000円
県税条例第57条第1項第4号	4,500円	4,000円
	6,000円	5,500円
県税条例第57条第1項第5号	23,600円	21,000円
	27,600円	24,500円
	31,600円	28,000円
	36,000円	31,500円
	40,800円	36,000円
	46,400円	41,000円
	53,200円	47,000円
	61,200円	54,000円
	70,400円	62,000円
	88,800円	78,000円
県税条例第57条第2項第1号	3,700円	3,300円
	4,700円	4,200円
	6,300円	5,600円
県税条例第57条第2項第2号	5,200円	4,600円
	6,300円	5,600円
	8,000円	7,000円

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定（「、第38条の5及び附則第22条第5項」を「及び第38条の5」に改める部分に限る。）及び同条第2項第1号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例第2条第1項並びに第2項第1号及び第2号の規定は、平成18年5月1日から適用する。

県税チーム

長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第41号

長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10 特別初診料の項中

「
医科点数表に定める
紹介患者加算に相当
する額
」

「
1,500円
」に改め、同表の備考の3中「又は長野県立木曽病院」

を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成18年8月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前にこの条例による改正前の長野県立病院条例別表第1の規定により納付すべきであった特別初診料については、なお従前の例による。

県立病院チーム

地方卸売市場等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第42号

地方卸売市場等に関する条例等の一部を改正する条例

(地方卸売市場等に関する条例の一部改正)

第1条 地方卸売市場等に関する条例（昭和46年長野県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第22条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「資本」を「資本金」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業政策チーム
人財活用チーム

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第43号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条を削る。

第16条の2第2項を次のように改める。

2 前項の特別調整額表に定める給料月額の特例調整額は、特別調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第16条の2を第16条とする。

第24条第2項中「1,330円」を「670円」に、「4,200円」を「2,100円」に改める。

第24条の2第2項第1号中「350円」を「180円」に改め、同項第2号中「290円」を「150円」に改める。

第24条の3第1項に次の4号を加える。

(5) 盲学校、ろう学校又は養護学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの

(6) 小学校又は中学校の学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する特殊学級を担当する場合において当該担当する特殊学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務

(7) 小学校又は中学校における学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第73条の21の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務

(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務

第24条の4第2項中「200円」を「100円」に改める。

第24条の5第2項中「480円」を「240円」に改める。

第24条の6中「又は第16条の2第1項」を「の規定の適用を受ける教育職員及び第24条の3第1項第5号から第8号までに掲げる業務に従事した場合において同項」に改める。

第27条の2第2項中「100分の25」を「100分の6.5」に改める。

第27条の3第1項中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第27条の5第2項中「その者が、職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受ける教育職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号俸とし、」を削り、「であるときは、その者の属する職務の級とする。」を「にあつては、職務の級」に改める。

第27条の6第1項中「校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに)」を「教員(」に、「には勤務」を「には、勤務」に、「、その者の給料月額に100分の10(給料の特例調整額を受ける者)」を「20,000円(再任用短時間勤務学校職員)に、「職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の8を超えない範囲内において長野県教育委員会がそれぞれ定める割合)」を「額に勤務時間条例第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「得た額」を「得た額」に改め、同条第2項中「3,700円」を「2,000円」に改める。

第27条の7第1項中「、その者の給料月額に100分の10に相当する額を超えない範囲内において、」を「20,000円(再任用短時間勤務学校職員にあつては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定

により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)を」に、「を支給」を「として支給」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「の額及び支給範囲」を「に關し必要な事項」に、「、知事」を「知事」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に」を「第1項に」に、「前項の」を「前2項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 定時制通信教育手当が支給されている教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「20,000円」とあるのは、「12,000円」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第16条を削る改正規定、第16条の2第2項の改正規定、第16条の2を第16条とする改正規定、第24条の3第1項に4号を加える改正規定及び第24条の6の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。(平成20年3月31日までの間のへき地手当に関する特例)

2 この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第27条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の6.5」とあるのは、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間においては「100分の13.5」とし、同年4月1日から平成20年3月31日までの間においては「100分の9.5」とする。

(平成19年3月31日までの間の定時制通信教育手当に関する特例)

3 改正後の条例第27条の6の規定の適用については、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間においては、同条第1項中「20,000円」とあるのは「28,000円」と、同条第2項中「2,000円」とあるのは「2,800円」とする。

(平成19年3月31日までの間の産業教育手当に関する特例)

4 改正後の条例第27条の7の規定の適用については、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間においては、同条第1項中「20,000円」とあるのは「28,000円」と、同条第2項中「20,000円」とあるのは「28,000円」と、「12,000円」とあるのは「16,800円」とする。

義務教育チーム

長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第44号

長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例

長野県青年の家設置条例(昭和42年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の長野県松本青年の家の項及び長野県小諸青年の家の項を削る。

附則

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

文化財・生涯学習チーム

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第45号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第4の刑事手当の項中

勤務1月につき11,800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

を

作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)

に改め、同表の留置業務手当の

勤務1月につき7,100円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

項中

を

作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)

に改め、同表の犯罪鑑識手当の

項中「勤務1月につき11,800円」を「作業1日につき560円」に改め、同表の通信指令手当の項を削り、同表の警ら手当の項中

勤務1月につき7,100円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

を

作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)

に改め、同表の少年補導手当の

項中

勤務1月につき7,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

を

作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)

に改め、同表の車両整備手当の

勤務1月につき4,600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

項中

を

作業1日につき220円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は130円)

に改め、同表の交通取締手当の

項中「勤務1月につき17,600円」を「作業1日につき840円」に改め、同表の運転免許技能試験等手当の項及び早朝勤務手当の項を削る。

別表第5中「月」を「日」に改め、「通信指令手当」を削る。

附則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

警務課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第46号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例(昭和39年長野県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(統合又は廃止)

第3条 別表に掲げる高等学校を統合又は廃止する場合は、統合又は廃止に係る当該高等学校の生徒募集定員を決定する前に、議会の同意を得なければならない。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

調査課